

○議長（菱田光紀） 直ちに日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順次発言を許します。

山本由美子議員の発言を許します。

◆（山本由美子議員） 皆様、おはようございます。

ただいま議長より発言のお許しを頂きました、公明党議員団の山本由美子でございます。

会派を代表して、質問をさせていただきます。

まず、質問に入ります前に、1月に行われました亀岡市議会議員選挙におきまして、皆様より真心からの御支援を賜り、公明党議員団3名、当選を果たすことができました。この場をお借りいたしまして、心よりお礼申し上げます。

公明党議員団、団結し、しっかりと働いてまいりますので、今後ともよろしく願いたいと思います。

また、3月末をもって退職されます部長はじめ職員の皆様におかれましては、長年にわたり、亀岡市政発展のために御尽力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。くれぐれもお体を大切にしてください、新たな立場でさらに御活躍されますことをお祈り申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、子育て支援の充実について、お伺いいたします。

厚生労働省は、本年2月28日に、2022年の人口動態統計の速報値を公表しました。コロナ禍により、2022年の出生数は統計開始以来、最も少ない80万人を下回り、国の想定より11年早く少子化が進んでおり、少子化の克服が大きな課題となっています。核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤立感や不安感を抱く妊産婦や子育て世帯も増えており、希望する誰もが安心して子どもを産み育てられる社会の構築が急務であると考えます。

国の令和4年度第2次補正予算に、出産・子育て応援交付金が創設されました。この交付金による出産・子育て応援事業は、妊娠期から出産、子育て期まで一貫して寄り添い、面談や情報発信を行うことを通じて、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届出時の5万円相当、出生届出時の5万円相当、計10万円相当の出産育児関連用品の購入費用の助成や、子育て支援サービスの利用負担の軽減など、経済的支援を一体的に継続して実施していくものです。

この事業により、これまで支援が手薄とされてきた妊娠前後や、ゼロ歳から2歳児に焦点を当てた施策の充実につながります。

本市においても、出産、育児の不安を和らげ、孤立を防ぐ事業としていくことが重要です。

そこでお尋ねいたします。

1つ目に、伴走型相談支援における面談の実施時期や方法についてお伺いいたします。また、伴走型相談支援の充実に向けた人材育成や人材確保が必要と考えますが、御所見をお聞かせください。

2つ目に、経済的支援について、出産・子育て応援ギフトの支給内容については、各自治体の創意工夫により実施することが可能とされる中、本市では迅速に対応できる現金給付を選択され、今後、継続的事业として実施していく中で、支給内容については検討していくと、令和4年12月議会の市長答弁で確認いたしました。支給時期、支給要件について、お伺いいたします。

また、事業開始時点で、既に妊娠・出産されている方や出産に至らなかった方への対応についても、併せてお伺いいたします。

次に、コロナ禍でますます深刻化する、孤独・孤立の問題、子育て環境についても例外ではありません。保育所や幼稚園に通っていない「未就園児」家庭への支援が課題となっています。ふだん、保育所や幼稚園に通っていない「未就園児」家庭は、社会とのつながりが希薄になりやすく、特に専業主婦家庭では、平日の子育ての負担を母親1人で対応している割合が高く、精神的な負担や、子育てについての悩みや不安を感じる割合も高いと言われています。

現在の子ども・子育て支援新制度では、ゼロ歳から2歳児は、親の就労や病気など、保育を必要とする事由があれば、定期的な保育サービスを受けられますが、そこから外れる専業主婦家庭では、一時預かり事業など、不定期な保育サービスに限られています。

昨年行われたゼロ歳以上の未就園児の保護者2,000名への認定NPO法人によるアンケート調査の結果では、未就園児家庭のほうが定期的に保育を利用している家庭よりも、子育ての中で孤独を感じると回答した割合が10%程度高く、また、未就園児を持つ親が低年齢の家庭では、子育ての中で孤独を感じると回答した人が5割以上を占めました。さらに、子育ての中で、孤独を感じている家庭の70.6%が、定期保育サービスを利用したいと回答しています。また、未就園児を持つ家庭の56.4%が定期保育サービスの利用を希望され、利用する場合の希望頻度としては、週1日から2日、1回当たり3時間から5時間が多く、現行制度よりも短期間、短時間での利用ニーズが寄せられています。

一方で、実際に一時預かりサービスを利用したことがある未就園児家庭は、1割強にとどまっているのが現状です。未就園児家庭は人知れず孤独な子育てに陥りやすく、24時間、小さな子どもと過ごすことでストレスがかかり、虐待リスクが高まることもあるとの指摘もなされています。週に1日でも2日でも、定期的に保育所を利用することができれば、保育士などが家庭内のリスクや異変に気づくことができるなど、早期のサポートが期待できます。

保育所は、保育を提供するだけでなく、子育てのセーフティーネットとして重要な役割を担っていると考えられます。本年4月に発足することも家庭庁の令和5年度当初予算案に、空き定員のある保育所などで、未就園児を対象とした定期的な預かりモデル事業の実施が盛り込まれています。

そこで3つ目に、専業主婦家庭などの未就園児を定期的に預かる保育制度の創設について、御見解をお伺いいたします。

次に、2024年4月施行予定の改正児童福祉法では、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化として、市区町村において、「こども家庭センター」の設置に努めることとされています。

そこで4つ目に、こども家庭センターの設置に向けて、本市の対応をお聞かせください。また、考えられる効果と設置する上での課題について、お伺いいたします。

5つ目に、支援体制のさらなる強化に向けた機構改革について、本市の考えをお伺いいたしません。

次に、ヤングケアラー支援の強化についてお伺いいたします。

ヤングケアラーとは、本来なら大人が担うべき家事や家族の介護、世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもとされています。ヤングケアラーが新たな社会問題として注目される以前より、家庭環境などが原因で、学業や健やかな成長に支障を来している子どもたちは存在していたと考えられます。昨今、家族の介護や世話などを行うヤングケアラーと位置づけられる子どもたちに、支援の必要性が指摘されてきました。厚生労働省が文部科学省と行った実態調査の結果、「世話をする家族がいる」と答えた割合は、小学6年生が6.5%で、約15人に1人、中学2年生が5.7%で、約17人に1人、全日制高校2年生は4.1%で、約24人に1人であったことが判明。日々のケアに多くの時間や労力を割くため、学業不振や不登校、就職機会の喪失など、深刻な問題に発展しているケースもあると見ています。また、支援の必要性を認識していない児童も一定数いると見られ、対応が急がれます。

家族のために献身する行為自身は尊く、否定すべきものではありませんが、それが原因で、自分の将来に希望が持てないようなことがあってはなりません。ヤングケアラーについては、報道等で取り上げられる機会も増えてきましたが、まだまだ社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周りの大人が気づくことができない現状があります。

国においては、ヤングケアラーへの支援体制を強化するため、令和4年度から令和6年度までの3年間を集中取組期間と定め、各自治体に現状を把握するための実態調査や、社会的認知度の向上に向けた集中的な広報、啓発の実施が求められております。本市においても、実態を把握することで必要な支援につながることから、実態調査の実施や、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化として、ヤングケアラー・コーディネーターの配置などをこれまでも求めてまいりました。そこで、お尋ねいたします。

1つ目に、実態調査の実施に向けて、今後のスケジュールや方法についての考えをお聞かせください。

2つ目に、福祉・介護・医療・教育など、関係機関の研修の現状と今後の課題について、お伺いいたします。

3つ目に、社会的認知度向上を図るための取組の現状と小・中・義務教育学校・高校生への対応について、お伺いいたします。

4つ目に、家事支援、学習支援、外国語対応が必要な家庭への通訳支援など、支援制度や相談体制の整備が必要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

次に、高齢者施策について、お伺いいたします。

高齢化が進む中、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生きがいや役割を持ち、自分らしく暮らしていける社会を創り上げていくことが、極めて重要な課題となっています。高齢者の介護予防の取組は、ますます重要であり、ボランティア活動などを通じて、社会参加や地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進を図っていくことを積極的に支援する施策が求められています。

す。自らの介護予防のための活動への参加やボランティア活動などへポイントを付与し、商品券などと交換できる仕組み、ボランティアポイント制度が参加者本人の介護予防や、介護給付費増大の抑制になるだけでなく、ポイントの利用が地域活性化にもつながるとして実施する自治体が増加し、令和元年度では 593 市町村となっています。

ボランティアポイント制度については、導入している自治体により名称も制度の詳細も異なりますが、活動を通して社会に貢献している、人の役に立っている、集団において役割を持っているといった精神的満足感、生きがいも介護予防に寄与していると考えられています。

日本福祉大学 健康社会研究センターが、ボランティアポイント制度の効果を検証したところ、調査の対象となった自治体では、介護予防と地域活動の参加促進の両面で効果が確認され、ボランティアポイント制度を介護予防事業に活用すれば、個人の介護予防と同時に、地域の支え合いも促進することができるため、より効果的な事業となる可能性があるとされています。

本市においては、令和 5 年度より、ボランティアポイント制度のモデル事業が実施予定となっていますが、高齢者の方が意欲を持って活動に参加でき、心身の健康増進につながる取組としていくことが重要であると考えます。そこで、お尋ねいたします。

1 つ目に、ボランティアポイント制度（モデル事業）の実施概要と事業をどのように進めていく考えか、お伺いいたします。

2 つ目に、事業対象者とポイント付与の対象となる活動内容について、お伺いいたします。また、活動場所に偏りはないか、お聞かせください。

3 つ目に、モデル事業の効果を検証し、本格実施への移行時期について、お伺いいたします。

次に、行政手続のデジタル化について、お伺いいたします。

自治体のデジタル化への取組を後押しするため、国は今年度、「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設しました。昨年 12 月に決定した総合戦略では、デジタル化により社会課題の解決を進める自治体を、2027 年度までに 1,500 に増やす目標を掲げています。

デジタル実装に取り組む自治体数の拡大に効果を上げているのが、他の地域で実績を上げている好事例の横展開です。その 1 つに、書かない窓口があります。これは、申請者の方が記載台で、申請書や届出書の記載をすることなく、窓口で職員が必要事項を聞き取りながら、タブレット等の端末にデータ入力を行い、申請者は印刷された内容を確認し、署名を行うことで、申請手続が完了するというものです。

先進的に導入されている北海道北見市では、日常業務の非効率を痛感していた市職員が、課題点や課題解決するための具体的内容など協議を重ね、IT 企業の支援を得る中でシステム化を進め、書かない窓口の導入に至ったそうです。導入には、まず何を解決したいのか、ありがたい姿、どういう窓口にしたいのか、本来の目的に立ち返った上でシステム化をすることが重要と、実体験から話をされています。利用者からは、手続が簡単になった、短時間でできたと、好評とのことです。

利用者、自治体双方にメリットがある、書かない窓口については、デジタル庁でも全国展開しようとしてプロジェクトが動いているところです。市民の利便性向上と業務の効率化を図ることを目的に、書かない窓口の導入、さらには、市役所の窓口に出向くことなく、24 時間 365 日、いつでも、どこでも、マイナンバーカードによる本人確認とクレジットによる手数料、郵送料の決

済で、住民票などの申請がスマートフォン等で完結できるスマート申請、行かない窓口についても、これまで導入を求めてまいりました。そこで、お尋ねいたします。

1つ目に、「書かない、待たない、行かない」窓口の導入に向けての進捗状況について、お伺いいたします。

2つ目に、「書かない窓口」を導入することによる課題解決及び考えられる効果について、お伺いいたします。

3つ目に、オンライン申請に伴う、決済方法の拡充についての考えはどうか、お聞かせください。

4つ目に、デジタル化を推進していくに当たり、誰一人取り残さない取組が重要であると考えますが、実施状況とさらなる支援についての考えをお聞かせください。

次に、地域公共交通について、お伺いいたします。

現在、多くの地域で人口減少等による長期的な利用者の落ち込みに加え、新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変化の影響もあり、バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、運転者不足の深刻化などにより、地域の公共交通の維持、確保が厳しくなっています。その一方で、高齢者の運転免許証の返納が年々増加しているなど、受皿としての移動手段を確保することが、ますます重要な課題となっています。

地域公共交通は、市民の豊かな生活や地域間交流、にぎわいの維持、創出など、まちづくりを推進するために果たすべき役割は大きく、市民ニーズや社会環境の変化に対応でき、かつ、まちづくりと整合の取れた地域公共交通網の構築が求められています。そこで、お尋ねいたします。

1つ目に、「亀岡市地域公共交通網形成計画」の計画期間が2019年度から2023年度の5か年となっています。次の計画策定に当たり、地域や公共交通に関する現状や課題を今後どのように把握していくのか、お伺いいたします。

2つ目に、市民からの要望等を踏まえ、前向きに現在進行している施策や事業、また、改善に向けて検討が図られている事項があれば、お聞かせください。

3つ目に、交通空白地域だけでなく、市街地の交通不便地域解消に向けた要望も多く、バス・タクシー等、地域公共交通の再構築に関する仕組みの拡充や新たな移動手段の導入についての考えをお伺いいたします。

次に、環境行政についてお伺いいたします。

国においては、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦し続けることを、2021年4月に表明しています。これらの目標を達成するには、再生可能エネルギー等の利用が不可欠ですが、再生可能エネルギー事業に対する地域トラブルが見受けられ、地域における合意形成が課題となっています。再生可能エネルギーの導入には、地域との共生が求められることから、2021年5月に改正地球温暖化対策推進法が成立し、その中で、地域の再生可能エネルギーを活用した、脱炭素化を促進するため、自治体を中心的な役割を担い、地域と事業者が協力して、再生可能エネルギーの導入促進を目指す新制度が創設されることとなりました。この新制度のポイントが、ポジティブゾーニング、再生可能エネルギーの導入を促進する区域を設定する取組です。

2030年までの中期目標と、2050年までの長期目標の達成に向けて、再生可能エネルギー導入の拡大など、大胆な取組が求められているところです。本市においても、「かめおか脱炭素宣言」の実現に向け、亀岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の下、地域と共生した再生可能エネルギーの積極的な導入を推進するポジティブゾーニング、再生可能エネルギーの導入促進区域の設定に向け、取り組むとされています。そこで、お尋ねいたします。

1つ目に、再生可能エネルギーの導入促進区域を設定することの意義と期待される効果について、お伺いいたします。

2つ目に、再生可能エネルギーの導入促進区域設定の考え方をお聞かせください。

3つ目に、再生可能エネルギーの導入促進区域の抽出の方法については、広域的ゾーニング型、地区・街区指定型、公有地・公共施設活用型、事業提案型の4類型が想定されていますが、本市の考えをお聞かせください。

4つ目に、再生可能エネルギーの導入促進区域設定に当たり、地域の理解を得るには、地域課題の解決に貢献するなど、地域にメリットとなる取組であることが重要であると考えますが、御見解をお伺いいたします。また、考えられる地域のメリットにはどのようなものが挙げられるのか、併せてお伺いいたします。

それでは次に、教育行政についてお伺いいたします。

本市では、第5次亀岡市総合計画で掲げる目指す都市像「人と時代に選ばれるリーディングシティ亀岡」の実現に向け、令和4年8月には、子どもと子育てを頑張る人を本気で応援する「子どもファースト」を宣言され、令和5年度からは、「子どもファースト宣言」第1弾に引き続き、第2弾を掲げられ、よりよい子育て環境充実にに向けて、子育て支援対策を加速度的に進めていただいているところです。

第1弾では、市内全ての保育所等でのおむつの無償提供と処理の実現をはじめ、保育所の第2子以降全て無償化、こども医療費助成の18歳まで拡充と無償化など、いずれも所得制限を設けず実施と打ち出されたことに、市民の方からも喜びの声を伺っています。また、中学校給食の早期実施についても、子育て中の方をはじめ、多くの市民の方から期待の声が寄せられています。そこで、お尋ねいたします。

1つ目に、令和10年度から実施予定の中学校給食の導入に向けて、具体的にどのような計画で進めていくのか、お伺いいたします。

2つ目に、例えば、多子世帯における保護者負担軽減を図るため、3人目を無償化にするなど、学校給食費の補助制度導入の考えはないか、お伺いいたします。

3つ目に、教職員の負担軽減や現金の取扱いによる事故や不祥事などの未然防止を図る、学校給食費の公会計化導入について、検討状況をお伺いいたします。

次に、学校トイレの洋式化に併せた多目的トイレ等の整備促進についてであります。

インクルーシブが進められる学校施設において、多目的トイレの整備は不可欠です。また、フェムテックが推奨される中で、学校施設にウォシュレット付トイレの設置が求められています。文部科学省は、令和7年度までに公立学校のトイレの洋式化を95%まで整備するとの目標を掲げています。

そこで、4つ目に、本市の学校の洋式化の現状と今後の計画について、お伺いいたします。

5つ目に、多目的トイレ（バリアフリートイレ）についても、2020年12月、文部科学省の学校施設バリアフリー化推進指針が改定され、令和7年度末までに避難所に指定されている公立小・中学校に95%整備する目標となっています。学校トイレの洋式化を計画的に着実に推進すると同時に、多目的トイレ、ウォシュレット付トイレの整備も併せて推進すべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

また、避難所における多目的トイレの整備は、障がい者や高齢者、子育て中の方にとって非常に大切な取組であります。さらに、ウォシュレット付トイレの設置についても、災害時に避難所での生活が余儀なくされた際、衛生管理の面で重要な取組であると考えます。避難所では、トイレが不衛生なことが原因で、トイレの回数を減らそうと水分を控えたことによる健康被害も懸念されています。

そこで、災害時に避難所となる学校施設の災害対策機能強化の一環としてのトイレ整備については、総務省の充当率100%で補助率70%の緊急防災・減災事業債が活用できることから、この事業債を活用して、多目的トイレやウォシュレット付トイレの設置促進に取り組むことも必要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

最後に、物価高対策についてお伺いいたします。

ＬＰガスの利用者支援についてであります。

国においては、2022年度第2次補正予算に、物価高騰に対応する総合経済対策が盛り込まれ、電気・ガス料金などの負担軽減策が決定されました。この対策により、ガソリンなどの燃油補助金と合わせて、標準世帯の場合、2023年1月から9月の使用分で、総額4万5,000円程度の負担軽減が見込まれています。ただし、この中におけるガス料金支援というのは都市ガスに対してであり、ＬＰガス（プロパンガス）は対象となっておりません。ＬＰガスについては、原料となるプロパンが、都市ガスの原料である液化天然ガスと比べて価格が安定しており、今後も大きな価格上昇が見込まれていないことに加えて、約1万7,000社あるＬＰ事業者を通じた直接的な料金軽減対策は難しいなどの理由から、人件費、配送費の抑制につながる事業の効率化などに対しては支援策が講じられていますが、利用者への直接的負担軽減にはつながっていない現状があります。ＬＰガス料金上昇を直接的に抑制する施策としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の活用となります。

経済産業省は、11月8日付の事務連絡で、地域のエネルギーとしてＬＰガスが重要であり、企業・家庭向けの直接的な負担軽減対策を講じる必要があるという地域の実情がある場合に、地方創生臨時交付金を活用することも可能であると、自治体の判断により、地方創生臨時交付金が使え、ＬＰガス料金上昇対策にも活用できることを、改めて自治体に呼びかけています。本市においても、多くの世帯がＬＰガスを御利用されています。補助が行き渡らないこと、それに伴う不公平感に対策を講じるべきと考えます。そこで、お尋ねいたします。

ＬＰガス（プロパンガス）について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、都市ガス料金に準じた対策を講じる考えはないか、御見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（菱田光紀） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 山本議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、伴走型相談支援の面談につきましては、これまでから、子育て世代包括支援センター（BCome）が中心となり、母子健康手帳の交付時や、妊娠8か月の妊婦面談などの機会を利用し、パパママ教室や産後ケア、一時預かりなど、必要な支援につなげるなど、寄り添い支援の充実に努めてまいりましたが、これまでと同様に、これらの機会を活用して実施してまいりたいと考えております。

また、出生後は、生後1か月頃の新生児訪問や生後2、3か月頃のこんにちは赤ちゃん訪問などの機会を利用し、妊婦はもちろん、パートナーや御家族の同席も推奨しながら、個々のニーズに合わせた相談支援の充実に努めてまいります。特に、出産・子育て応援交付金の支給も始まることから、妊娠8か月頃の妊婦の相談や、出産後の訪問希望者が増えることを見越し、確実に専門職員が妊産婦等へ対応できるよう、予約制度の導入やBComeの業務の補助助産師を増員し、窓口の体制整備を図ってまいります。

併せて、妊産婦の体調や家庭環境も考慮しつつ、精神的な負担の軽減や支援の必要性の有無なども評価できる人材育成を図るとともに、今後、予定されている研修等への参加や、内部事例検討会などを進めながら、より一層、職員の対応力の向上に努めてまいります。

次に、出産・子育て応援給付金の支給時期につきましては、出産応援給付金は、妊娠届時の面談実施後に、子育て応援給付金は、出生届提出後、生後4か月頃までの面談実施後に、申請手続きを行っていただき、お祝い金として、それぞれ1人当たり5万円を給付して、合わせて10万円を給付することといたしております。具体的な支給時期につきましては、本事業にかかる予算を、令和5年度当初予算として本議会に提出させていただいており、予算承認をいただきましたら、事業開始を令和5年4月1日として実施する予定であり、5月以降、順次支給してまいりたいと考えております。

支給要件につきましては、本市では、出産応援給付金は、妊娠届の提出時面談での聞き取り、子育て応援給付金は出生届提出後から4か月健診までの間の面談による聞き取りを支給要件といたしているところでございます。既に出産された方への対応につきましては、令和4年4月1日以降に出産された方が対象となり、事業開始日以降に対象となる方に、給付金の申請書等を郵送する予定です。

なお、この遡及して支給する方の申請につきましては、BComeにお越しいただいて、子育てについての聞き取りもする中で申請いただき、BComeの事業と、BComeがいつでも相談できる場としての周知を図る機会にしたいと考えております。

また、事業開始前に既に妊娠届を出されていて、出生に至らなかった方につきましては、妊娠時の出産応援給付金のみを対象となりますが、申請書を送付する際は、丁寧な対応を心がけるとともに、心のケアなど、きめ細やかな配慮をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、国は受入定員に空きのある保育所等において、未就園児の定期的な預かりや保護者などへの相談支援を行うモデル事業を実施することで、保育所の多機能化に向けた効果を検証する方針を示しておりますが、本市では現在のところ、待機児童の解消には至っておらず、特に低年齢



児において入所待ち児童が多数発生している状況であることから、定員に余裕がないため、議員御質問の新たな保育制度を直ちに創設することは困難であると考えております。しかしながら、現在本市では、子育て中の親が地域で孤立することがないように、親子が保育所等に気軽に訪れ交流し、子育てについて相談ができる地域子育て支援拠点事業を実施しております。

また、保護者の社会参加や育児疲れなどで一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所等における一時預かり事業を実施しているところであり、今後も地域の子育て支援機能の充実を図り、保護者の心理的・身体的負担を軽減し、安心して子育てができる環境整備に努めてまいります。

次に、令和6年度の設置が市町村の努力義務となっております子ども家庭センターにつきましては、令和5年度当初予算において、保健センターの改修経費を計上する中で、執務室の拡充を行い、令和6年度に体制整備を行う予定といたしているところでございます。また、設置の効果といたしましては、母子保健の相談機関、これは子育て世代包括支援センターと児童福祉の相談機関、子ども家庭総合支援拠点、双方に十分な知識を有する総括支援員の配置を行うことで、双方の職員が常に情報共有できる環境整備が進み、それぞれの職員がより協働しながら対応できる体制が強化されることとなるため、妊産婦、子育て世帯、子どもの誰一人取り残すことなく相談を受け、適切に支援につなぐことができ、一層の子育て支援の充実を図ることができると考えております。

設置する上で課題といたしましては、執務室の拡充は短い工事で、通常業務を行いながらの改修工事となるため、小さなお子さんと一緒に来庁される利用者に対する十分な安全配慮が課題になるものと考えております。

次に、本市では毎年、職員の配置を含めた行政組織・機構の見直しを実施し、必要に応じて統廃合や新設等、組織の改編により、市民サービスの向上に努めているところでございます。特に、子育て施策を担当します子ども未来部におきましては、令和4年度に子育て支援課の職員を増員し、体制整備を進めているところでございます。今後におきましては、令和6年4月に、子ども家庭センター設置が努力義務とされていることから、法改正の趣旨を踏まえ、令和6年度の組織機構改革において、組織体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、ヤングケアラーの実態調査は、ヤングケアラー・コーディネーターを任用した上で、令和5年度内に実施してまいりますが、実施方法につきましては、児童本人、これは小学校3年生から中学生を対象とするわけでありますが、ヤングケアラーの家族と接する機会が多いと考えられる学校や福祉等の関係機関を通じて、アンケートやヒアリング調査を実施する予定でございます。また、高校生に当たる16歳から18歳の世代につきましては、郵便による啓発を兼ねたアンケート調査の実施を予定しておりますが、そのほかにも、高齢者や障がい者などを支援される福祉関係者と連携したヒアリング等の調査方法も検討してまいります。

また、関係機関への研修につきましては、令和3年度に要保護児童対策地域協議会の研修において、専門講師による講演会を福祉、介護、医療、教育関係者に実施したところでございます。また、令和4年度には、京都府のヤングケアラー総合支援センターと連携し、ヤングケアラー支援ネットワーク会議を開催する中で、亀岡市要保護児童対策地域協議会実務者への研修を実施しています。

課題としては、当事者やその家族のヤングケアラーに対する認識が様々であり、問題が潜在化しやすい傾向にあることから、児童やその家族と接する機会が多い関係機関、団体等の職員が、ヤングケアラーについての理解を深めることが重要であり、課題であると認識しております。今後も、関係機関との研修を重ねる中で、ヤングケアラーの概念や発見の着眼点、及び発見後の対応について正しく理解し、関係者が連携し、適切な支援体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、ヤングケアラーの社会的認知度向上を図るための取組としては、令和4年度は6月に小学校、中学校、義務教育学校、保育園や幼稚園、子育て支援機関等に、ヤングケアラーに関するポスターを掲示し、11月にはチラシを全戸配布したところがございます。また、11月5日に、3年ぶりに開催いたしましたかめおか子育てフェスタでは、市民啓発として、ヤングケアラーを知っていただく講演会を開催し、ヤングケアラーの認知度向上を図っております。

小・中・義務教育学校・高校生への対応につきましては、今後、予定しているアンケート調査を通じて、ヤングケアラーの認知度を高めていくとともに、学校関係者の理解を含め、早期発見・早期支援につながる啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、ヤングケアラーの支援体制の整備につきましては、今後、ヤングケアラーの実態把握をする中で、支援を必要とする家庭の状況に応じ、地域の関係機関、関係職種と連携して支援につながるとともに、必要に応じて国の制度を活用し、地域資源を活用した新たな支援体制の構築に取り組んでまいります。

なお、外国語対応が必要な家庭につきましては、かめおか多文化共生センターと連携し、支援につながるよう努めてまいります。

次に、ボランティアポイント制度は、高齢者の社会参加活動を活性化させ、介護予防の促進を図ることを目的に、高齢者が行ったボランティア活動に対し、換金可能なポイントを付与するものがございます。本市ではいきいき健幸ポイント制度として、今年度制度設計を行いました。モデル事業は、令和5年6月から12月までの高齢者のボランティア活動参加からポイント付与までを行い、令和6年1月から3月まで、集めたポイント還元を行う一連の取組を実施する予定といたしております。また、モデル事業規模といたしましては、おおむね参加者100人程度、活動受入団体は、障がい者施設や高齢者施設、保育所など、20団体程度を予定しているところがございます。

具体的な活動内容につきましては、各活動受入団体と調整していくこととなりますが、レクリエーションなどの参加補助や、花壇の手入れ、利用者の話し相手など、専門性のある仕事ではなく、誰もが参加できる活動を対象とする予定といたしております。活動場所については、亀岡市内の各生活圏域に1か所は設置できるよう、調整を行っているところがございます。

令和5年12月までモデル事業を実施し、令和5年度中にモデル事業の効果検証を行う予定といたしております。令和6年度はモデル事業を検証した内容や、参加者、活動受入団体からのヒアリングを行い、その結果を事業に反映し、本格実施に移行したいと考えているところがございます。

次に、今年度取組を進めてまいりました行政手続のデジタル化・オンライン化推進事業については、まず、オンライン申請の拡充については、ぴったりサービスを利用して、国が推奨する引

っ越しや子育て、介護の手続のオンライン化に取り組み、年度内に完成の予定となっております。また、市民ニーズの高い手続など、オンライン申請可能な手続を徐々に拡充しており、この2月20日からは、住民記録、戸籍、税に関する証明書のオンライン申請を開始したところでございます。いつでも、どこからでも、スマートフォンでマイナンバーカードを使って申請、クレジットカードで決済し、郵送で証明書を受け取っていただくことができます。

次に、来庁前に必要な手続等を調べることができる、かめおか 暮らしのナビについては、令和4年11月から運用を開始しております。先ほどのオンライン申請手続と併せて、市公式LINEのデジタル市役所オンライン申請から御利用いただくことができます。さらには、来庁時間を予約できる窓口予約システムについては、3月中旬の運用開始、窓口でタブレットを使って説明や申請を行っていただけるデジタル窓口の試行運用については、3月下旬の開始に向け、準備を進めているところでございます。

デジタルファースト宣言に基づき、今年度、行政デジタル化の第一歩となる環境整備を進めてきたところであり、今後、よりよいものにしていくためには、運用しながら市民の御意見を頂く中で、市民と職員両方が負担軽減につながるデジタル変革の取組を進めていく必要があると考えておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、書かない窓口には、職員が申請者の身分証明書を基に、申請内容の入力によって、ワンストップで受付を行う窓口や、事前にオンラインで入力した申請書をQRコード化して、来庁時に提示することで、申請書を出力する窓口など、自治体により様々な方法で実施されているところでございます。目指すところとして共通しているのは、市民の方に、これまでよりも簡単に早く手続ができるようになったと感じていただくことであると考えております。書かないことのメリットとしては、申請書を記載するための時間が減少する、記載誤りや記載漏れが減少することが挙げられます。このことにより、市民が手続に要される時間が短縮するとともに、職員の手続にかかる業務時間も短縮すると考えていることから、市民、職員の双方にメリットがある取組であると感じているところでございます。

本市においても書かない窓口を実現すべく、取組を進めており、デジタル窓口の試行運用を通じて、窓口の在り方や運用方法について、さらに検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、現在本市が実施しているオンライン申請で御利用いただける決済方法はクレジットカードのみとなっております。来月、令和5年4月から、QRコード決済のPayPayも決済手段として利用できるようになります。PayPayについては、本市でも多くの方に御利用いただいている決済手段であると認識しており、利便性の向上につながるものと考えているところでございます。

次に、議員御指摘のとおり、デジタル化の推進は、誰一人取り残さない取組が重要であると考えているところでございます。本市では、今年度、連携協定を締結しているソフトバンク株式会社とMaas型スマホセミナーを実施してまいりました。スマホなんでもサポート号という専門車両内で、無料スマホ教室を受講いただけるもので、各自治会様の御協力もあり、市内11か所で巡回開催してまいりました。今月、この3月も、稗田野町自治会やガレリアかめおか、保健センターで事業を行う予定といたしております。

参加者の年齢は、70歳以上の方が中心となっており、スマホをお持ちでない方や、スマホを持ち始めたけれどもよく分からない方などにも多く御参加いただいている状況となっております。複数回リピート受講いただく方も多く、市民の方に寄り添い、喜んでいただく支援施策となっていると感じているところでございます。

来年度については、市内の各所を巡回する移動型のスマホ教室の継続実施と併せて、集合型スマホ教室の実施も検討してまいりたいと考えております。今年度頂きました御意見を生かしながら、引き続き積極的に支援の取組を進めてまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2019年から2023年度の5か年となっている亀岡市地域公共交通網形成計画については、来年度が最終年度となります。次期計画については、亀岡市地域公共交通網形成計画の達成状況の検証・評価を行うとともに、現在の社会情勢を踏まえた上で、市民アンケートなどにより利用者の意見を反映するとともに地域の現状把握と課題解決に向けて、亀岡市地域公共交通会議において議論いただきたいと考えております。

亀岡市地域公共交通網形成計画策定時には、地域主体型交通が導入しやすい環境づくりが必要との意見もあり、自治会をはじめ幾つかの団体で地域主体型交通を導入していただいているほか、利用者の利便性の向上のため、フリー乗降の導入や利用促進などに向けた市民ノーマイカーDayなど、様々な施策を進めてきたところでございます。また、改善に向けて検討している施策については、ふるさとバスのJR亀岡駅の直接乗入れやバス停の高質化などがあり、今後につきましても、市民ニーズを把握した上で地域公共交通会議に諮り、議論してまいりたいと考えております。

本市の公共交通環境は、市内各鉄道駅を中心に、コミュニティバス、ふるさとバス、京阪京都交通バス及び京都タクシーのそれぞれの役割分担の中で交通体系を構築しているところであり、市内のバス交通ネットワークは、お住みになられている地域により乗り継ぎが必要な地域もありますが、地元の要望や利用状況を踏まえ、医療機関や商業施設、また公共施設などを運行経路に設定しており、市域のカバー状況や運行本数等について、利用状況等に応じて、一定の水準の確保に努めているところでございます。

一方、議員御指摘のとおり、市街地においても公共交通の利用しにくい地域も存在するため、今後については、次期計画策定時に市民ニーズを踏まえた上で、様々な検討が必要であると考えているところでございます。

再生可能エネルギーの導入促進区域につきましては、令和4年4月に施行された改正温対法で新たに設けられた制度であり、市町村が、国や都道府県が定める環境保全にかかる基準に基づき促進区域を設定し、環境共生型の再生可能エネルギー事業による地域の脱炭素化を促進するものであります。本市におきましては、令和5年度から国の補助金を活用して、促進区域の設定にかかります検討業務委託経費を当初予算に提案させていただいているところでございます。

促進区域を設定することで、地域にとっては自らの主導により、地域と共生した地域の課題解決に貢献する再生可能エネルギー事業を誘致することが可能となり、事業者にとっては、候補地や地域課題の見える化などが図れるとともに、事業内容によっては、手続の簡素化、迅速化の措置を受けられる可能性があります。

これらにより、環境保全への配慮や地域との合意形成を前提とした再生可能エネルギーの最大限の導入を図ることで、温室効果ガス排出量の実質ゼロにつなげることが期待されるところでございます。

次に、環境省が公開している地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブックなどでは、促進区域設定に当たって、地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような再生可能エネルギーの導入目標を設定した上で、その実現に向けては、環境保全にかかるルールに沿って検討することが必要とされております。本市では、このほど策定したかめおか脱炭素未来プランにおいて、再生可能エネルギーの種類や導入目標を設定しており、今後は環境保全に係る影響度確認、再エネポテンシャルの分布状況調査、地元関係者からのヒアリングなどを進め、目標達成に資する促進区域の設定につなげてまいりたいと考えております。

促進区域の主な抽出方法といたしましては、市域全体もしくは一部であっても広い範囲を対象とする広域的ゾーニング型、重点的に施策を行うエリアを絞る地区・街区指定型、公共施設等を対象とする公有地・公共施設活用型、個々の事業の予定地を対象とする事業提案型の4種類が想定されております。本市におきましては、京都府の促進区域設定に関する基準等を踏まえながら、環境保全や社会的配慮の観点から、考慮が必要な項目や、再エネポテンシャルなどのデータを重ね合わせて、地元関係者や各関係機関などとも調整を進めながら、区域の抽出方法も含め、再生可能エネルギー導入に適したエリアを候補地として選定してまいりたいと考えているところでございます。

次に、議員御指摘のとおり、促進区域の設定に当たっては、地域の環境保全や課題解決に貢献できる事業となることが不可欠であると認識しております。脱炭素の取組は、再エネ供給による資金の循環、地元事業者などの参画、産業誘致、雇用の創出など、経済への貢献や、災害用電源の活用などのレジリエンス強化、電気自動車による地域交通サービス、収益を活用した支援事業など、地域の課題解決などが考えられるところでございます。本市におきましては、市街地を形成する区域、農用地区域、森林・里山区域、多様な地域特性を有しておりますので、今後、促進区域の設定を進めていく過程において、地域の特色や課題を抽出しながら、再生可能エネルギー導入促進によるメリットを十分活用できるよう、先進事例の調査研究や関係機関との意見交換により、再生可能エネルギーの導入促進区域を設定してまいりたいと考えております。

教育関係質問につきましては、教育長のほうから後に答弁をいたします。

最後に、LPガスの関係でございます。

新型コロナやウクライナ侵攻などにより、物価高騰が進む中、国において、電気、都市ガス負担軽減策が進められております。現在のところ、LPガスの負担軽減策は考えておりませんが、これまでも、住民税非課税世帯等への電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、かめおか応援クーポン事業など、市民生活を支援する事業を実施してきているところでございます。また、令和4年度の同交付金の申請等の手続は終了している状況であり、今後、令和5年度以降の交付金等を含む、国や府の動向を見極めながら、必要な支援を進めてまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。教育長のほうから、残り、答弁させます。

○議長（菱田光紀） 神先教育長。

◎教育長（神先宏彰） 教育長、教育行政について、お答え申し上げます。

中学校給食の実施に向けた計画といたしましては、中学校給食の実施を打ち出して以降、給食に関する様々な御要望を頂いていることから、中学校給食だけにとどまらず、本市立学校全ての児童生徒の学校給食にかかる実施方法や、運営上の諸課題等について、幅広い観点から、学校給食の在り方を検討いただく、亀岡市学校給食検討懇話会の設置を予定しており、令和5年度当初予算案に係る予算を計上しているところでございます。

今後、懇話会で出された議論を踏まえ、実施方法を決定した上で、具体的な年次計画についても決定していきたいと考えております。

また、給食費の補助制度導入につきましては、小学校で提供している給食については、必要な経費のうち、給食材料費を各家庭に御負担いただいているところですが、昨今の物価高騰の影響に伴う給食費の負担増を回避するため、令和4年度6月補正予算において、関係予算を承認いただき、現在、給食費に関わる保護者の負担額を据え置いているところでございます。

現在、経済的な理由によりお困りの御家庭につきましては、就学援助制度の中で、学校給食費や学用品費など、就学に必要な費用について支援しているところであり、現時点で、学校給食費について、個別に補助制度を導入することは考えてはおりませんが、今後も社会情勢の変化を見極めていきたいと考えております。

次に、学校給食費の公会計化につきましては、新たに市が請求や徴収管理業務を行うためには、給食費の徴収管理システムの構築や、維持管理にかかる経費が必要なこと、徴収や管理にかかる職員配置が必要になることから、一定の期間を要するものと考えております。

公会計化に関する情報収集やシステム等の検討を行ってきたところです。今後においては、給食費の公会計化に向けてのロードマップを作成し、関係課及び学校などと連携を図りながら、導入に向けた具体的な取組を進めていく考えでございます。

次に、学校トイレの洋式化についてでございます。

本市における学校トイレの洋式化につきましては、亀岡市学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に整備を進めているところでございます。本年度につきましては、南つつじヶ丘小学校と詳徳小学校の2校について、トイレ洋式化工事が完了し、大成中学校においても、第1期工事が完了したところであり、そのほかの整備済みの学校も併せると、市内全体のトイレ洋式化率は、現時点で約76%となっております。

今後につきましても、大成中学校の次期工事をはじめ、順次計画的に改修工事を行い、洋式化率の向上を図り、児童生徒の学習環境整備に努めていきたいと考えております。

次に、ウォシュレット付トイレの設置についてですが、トイレの大規模改修工事を行い、洋式化を行う際には、多目的トイレの整備も併せて行っております。また、多目的トイレ内については、腕などにけがをされている方の利用を想定し、温水洗浄便座の設置を進めているところでございます。なお、その整備に関する財源につきましては、御提案いただきました総務省の緊急防災・減災事業債や、文部科学省の補助事業を含めて検討を行い、より財政確保を図れる特定財源を活用して、その整備を進めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（菱田光紀） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきます。

子育て支援の充実についてでありますけれども、国のほうの保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業ということで、これは定員に余裕がないからできないということで、御答弁いただいたのですけれども、これまで待機児童の解消と言うことで、施設に対しては施設整備をしてきたところですが、それで施設整備は進んできたかと思うのですけれども、受け入れられないというのは、施設には余裕はあるけれども、保育士が足りないから受け入れられないという本市の現状なのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

そして、ゼロ歳から2歳児について、一時預かりの利用状況について、分かりましたら教えてくださいたいと思います。その利用を希望された場合に、受け入れられる状況なのか、お断りしないといけない状況なのか、そのあたりも分かりましたら、お聞かせいただきたいと思います。

そして、高齢者施策のところですが、ボランティアポイント制度についてですけれども、これはスマホを活用してということで、登録においても、ポイント付与においても、全てスマホを活用してやっているという状況です。モデル事業のうち、スマホを持っておられる方がその制度、事業に参加されるかもしれませんけれども、モデル事業が終わって、これから市内全域で広めていこうと思ったときに、スマホを持っておられない方も中にはいらっしゃるかもしれません。紙ベースに戻すとか、そういうことではないのですけれども、今の時点で、そういう方に対して、何か手だてを考えておられることがあったら、お聞かせいただきたいと思いますし、また、モデル事業の間に何か考えようと思っておられるか、そのあたり、本市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それと、公共交通のところですが、改善に向けて検討されていることという中で、直接の乗入れを考えていると、乗り継ぎなしでということでおっしゃっていただきました。これは、京都先端科学大学での乗り継ぎもありますし、亀岡運動公園での乗り継ぎもありまして、本当に多くの方から、直通で行ってほしいという要望を、公明党議員のところにも多くの声を寄せていただいておりますので、引き続き、実現に向けて、しっかりと検討していただきたいということ、これは要望とさせていただきます。

地域公共交通についてですが、昨日も無人自動運転という話も出ていました。これについては国のデジタル田園都市国家構想総合戦略のポイントの中にも掲げられておりまして、この無人自動運転移動サービスを、2027年度までに100か所以上で実現ということをやられております。昨日も市長のほうから御意見というか、お考えというか、聞かせていただいたのですけれども、それと含めて、デマンド交通についても、市民の方から多くのお声を聞いているところで、やっぱり他の地域でそういうことをしているということを知られて、亀岡でもしてもらえないかという声も聞いておりますので、その辺も併せて、新たな移動手段の導入というところについて、市長のお考えを改めて聞かせていただきたいと思います。

そして教育のところですが、補助制度というのは、地方創生臨時交付金を使って、今現在の給食費の値上げを抑えるという意味ではなくて、多子世帯、今は6年間なのですけれども、中学校給食が始まりますと、9年間、学校給食の期間があります。その間に、3人御兄弟がいらっしゃるということも考えられますので、3人目は無償にするとか、2人目は半額で3人目無償とか、それぞれ自治体で、保護者の方の経済負担軽減をされていますので、市長のお考えを聞かせていただき、今後やっていただきたいという市民の方の声がありましたので、今日は取り上げさせていただきます。

公会計のところですが、ロードマップを作成して具体的に進めていくということで、私もこれまで2回ほど質問で取り上げさせていただきました、できない理由が毎回同じだったのです。職員の人員配置、システムの改修や維持管理、収納率が下がるということで、毎回同じ答弁で、前に進まなかったのですけれども、今回、ちょっと進んだような気がしましたので、やっていくのかどうか、はっきりとお答えいただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（菱田光紀） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） まず初めに、保育の関係ですが、どうしても低年齢、ゼロ歳児、1歳児の要望が多くて、1つはやっぱり保育士が足りない。亀岡市も保育士を募集していますけれども、市でも追加募集に応募がないような状況になっておりますので、そこが一番の課題だと思っております。しかし、我々としても、未就園児の方々に、なるべく預かりができるような体制は取っていこうということは思っております。現在も民間、公立を合わせて6園で預かりを実施しております、各園それぞれ年間200人から400人程度のお子さんのお一時預かりを受け入れているという状況であります。なるべく拡充していくように、1人でも多くの保育士の皆さんを獲得する中で、進めていきたいと思っておりますし、民間園についてもその辺をお願いしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そして、ボランティアポイントの関係で、スマホを持っていない高齢者がまだおられるということも事実であります。そういう面では、モデル事業においては、スマートフォンとパソコン以外の対応は検討していないのですけれども、本格実施に向けて、しっかりと必要性を見極めてまいりたいと考えておりました、何とかそれを補完するような取組を考えていきたいと思っております。

そして、デマンド交通に関わることでございます。1つは、各ふるさとバスが駅へ直結できるかどうかというところに大変要望が多いことは重々承知しております。問題は国の補助の絡みがあって、既存の補助制度が当たっているところに、違う補助のバスを入れるというのが、国では難しいということがありますので、亀岡市としては、そういう面では、そこを負担してでも進めていくような方向を一応検討していきたいと考えております。

併せてデマンド交通、これはもう、高齢者もバス停まで行けない方もたくさんおいででありますから、なるべく家の玄関近くで乗り降りができるような取組を進めていかなければいけないと思っております。それと併せて、自分の行きたい時間に、なるべく合合わせることができるような交通



体系を考えていく、そういう面では、地域主体型交通もその1つでありますし、また違った形で、民間事業者にも協力する中で考えていけることも一応検討してまいりたいと考えております。

それと給食に関して、私のほうでは多子世帯に対しての応援、これは、亀岡市として、この間の一連の取組は、多子世帯を応援していこうという取組ですので、今後、財源も含めて検討してまいりたいと思います。

私のほうからは以上です。

○議長（菱田光紀） 神先教育長。

◎教育長（神先宏彰） 給食費の公会計につきましては、先ほど申し上げましたように、導入に向けた具体的な取組を進めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（菱田光紀） 山本議員。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

公会計につきましては、具体的にとおっしゃっていただいたのですけれども、やっぱりいつ、何年というちゃんとした年度を決めないと、それに向けてしていかないと進みませんので、決めてからも2年ほどはかかるということですので、その間、また何をしたらいいかということも考えていかないといけませんので、まずはいつやっていくかということを決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、市長のほうから、前向きな御答弁を頂きまして、本当にありがとうございます。今後もしっかりと、市民の方の声をお聞きして、反映できるように頑張ってまいりたいと決意いたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。